

令和7年度第3回鶴岡市男女共同参画推進懇談会 会議概要

- 日 時 令和7年12月17日（水）15：00～16：35
- 会 場 鶴岡市役所 別棟2-21会議室
- 委 員 青木孝弘委員、會田健委員、佐藤朋子委員、池田ゆり子委員、平山陽子委員、大川尚委員 出席6名
- 傍 聽 1名
- 次 第 1 開会
2 挨拶
3 報告

(1)鶴岡市男女共同参画に関する市民意識調査の速報及び概要について

資料1、資料1 当日資料

4 協議

(1)第3次鶴岡市男女共同参画計画 全体構成案

資料2、資料2 別紙

(2)第3次鶴岡市男女共同参画計画 具体的取組を含めた体系案

資料3

5 その他

6 閉会

○報告

(1)鶴岡市男女共同参画に関する市民意識調査の速報及び概要について

- ・県においても県民意識調査を実施したが、結果は県の傾向とあまり差がなかった。地域差というよりは県全体の傾向があるものと考える。
- ・比較的50代以下の回答が多くかった。今回この調査で拾えなかった高齢者などの意見も拾う必要がある。
→（関心の高い層だけでなく）幅広く意見を伺う方法について検討していく。
- ・Q6-1（各分野での女性の意見や考え方の反映状況について尋ねる設問）について、「PTA、保護者会」の項目は男女ともに「ある程度反映されている」と回答した人が多い。学校やPTAの場から男女共同参画が進んでいるイメージを持ち、社会全体につなげていけるとよい。
- ・Q22（DVの加害・被害について尋ねるもの）について、「DV被害を誰にも相談しなかった」という回答割合が前回調査より増加していたり、その理由が「恥ずかしかったから」という回答割合が一番多かったり等、県民意識調査でも同様の結果が示されている。行政では「DV被害を誰にも相談しなかった」と回答する割合を減らすような取組が必要。

○協議

(1)第3次鶴岡市男女共同参画計画 全体構成案

意見なし

(2) 第3次鶴岡市男女共同参画計画 具体的取組を含めた体系案

(基本方針I 男女共同参画意識の更なる理解と実践の促進について)

- ・アンコンシャス・バイアスを知らない人に対して啓発していくことが重要。計画の中にも注記でしっかりと明記してほしい。
- ・I (2) ②「全世代に向けた情報発信と学習機会の提供」について、「全世代」とすると対象がぼやけてしまう。世代によって効果的な媒体が違うため、世代にあわせた具体的な対応があると良い。

→全世代に情報が届くよう、対象にあわせた効果的な取組を検討する。

(基本方針II 自分らしく活躍できる地域社会の実現について)

- ・企業に定年延長を働きかけることも重要。
- ・男女共同参画の取組で育児はすでに取り上げられているので、介護離職を防ぐ意識もあると良い。
- ・ワーク・ライフ・バランスを向上させるためには、50~60代の女性から仕事を継続してもらう必要がある。職場においてもその居場所を作ることで、若い世代が育休を取りやすくなる。
- ・男性は現在70歳近くまで働いている実情があるが、女性は50代後半で仕事を離れる方が多い。介護も一つの要因と考えており、そこを支える仕組みを充実させて良い流れを作る必要がある。
- ・II (1) ①「働きやすい職場を支える制度や支援の推進」の具体的取組「労働者向けの各種支援制度・実践事例の周知」に、介護に関する内容を加えた方が良い。
- ・II (1) ②「働き方改革の推進」の具体的取組「テレワーク・両立支援制度」に育児や介護も加えた方が良い。
- ・II (3) ②「地元のしごとの魅力発信による若者の地元定着・地元回帰促進」の具体的取組に「若者の地元就職支援の強化」を盛り込んだのはとても良い。若者の地元定着を図るためにには、誰もが働きやすい職場環境を整えることが重要。男女共同参画の視点に立った職場づくりは、地元で働きたいと考えるきっかけにつながる。働きやすい魅力的な職場が鶴岡市にあることを若い世代及び親世代に知ってもらう必要がある。
- ・II (5) ①「地域活動の担い手・リーダー育成の支援」の名称では男女共同参画との関連が薄い。①②をまとめて「女性が参画しやすい地域づくり」としてはどうか。

(基本方針III 性別にかかわらず安心して暮らせる環境づくりについて)

- ・III (1) ②「若者・女性のライフプランを実現するための支援」は良いものの、具体的取組が結婚支援に偏っている。

→市独自の取組だけでなく、県が実施している取組についての情報発信なども考えられる。

- ・III (2) ①「暴力の予防や適切な行動を促す教育・啓発活動の取組とDV被害者への支援」の具体的取組に「女性に対する暴力をなくす運動週間」とあるが、実際の取組名だとしても、あえて女性という言葉を使わない表現でも良いのではないか。「女性」とあると、いかにも男性から女性への暴力だけという印象を受けやすい。

- ・Ⅲ (2) ②「困難な問題を抱える女性等への支援」にある「困難を抱える女性」についてイメージがつかない。どのような困難を抱えている人を想定しているのか。
 - 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」は旧婦人保護法の流れを汲む新たな法律。現在は売春防止だけでなく、DVではないものの家庭や学校、経済的に恵まれない、など何かしら問題を抱えている人を対象としている。
- ・基本方針に「性別にかかわらず」という文言が追加されているが、Ⅲ (2) には「性別に基づく暴力の根絶」とあり、どうしても男性から女性への暴力がイメージされる。DVは男性被害者も存在する。文言を追加した意図は何か。
 - 「性別にかかわらず」という文言は、現行計画が非常に幅広な計画となっていることから、区別が必要だと考えた。ただ、女性に特化することで先入観や誤解が生じることも考えられる。基本方針と施策の方向の表現について、具体的取組とあわせて検討する。
- ・Ⅲ (2) ②「困難な問題を抱える女性等への支援」の「アウトリーチ事業」について、どのような事業で支援するのか記載してほしい。
 - 何をどのように実施するのか、わかりやすい説明としたい。

○閉会 16:35